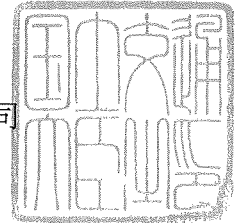


国海総第172号  
平成22年7月23日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣  
前原 誠 司



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第108号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
株式会社エムエスケイ	長崎県長崎市五島町3番25号	1